

公民館運営審議会委員の委嘱について  
次の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

2022年(令和4年)6月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
森 一廣			社会教育関係者	新任	委嘱	御所見地区

2 任期

2022年(令和4年)6月11日から2023年(令和5年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、公民館運営審議会委員に欠員が生じたことに伴い、社会教育法第30条及び藤沢市公民館条例第4条の規定により、補欠の委員を委嘱する必要がある。

## 参 考

### 社会教育法 抜粋

#### (公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

### 藤沢市公民館条例 抜粋

#### (運営審議会委員)

第4条 法第29条の規定により、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の理由がある場合は、任期中でも解嘱することができる。

6 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。